

山鹿市椎茸種駒購入補助金交付要領を次のように定める。

令和8年3月23日

山鹿市長 早田 順一

山鹿市椎茸種駒購入補助金交付要領

第1 趣旨

この要領は、本市における椎茸生産者の経営の安定を図り、くぬぎの循環利用及び里山林の保全を促進することを目的とした山鹿市椎茸種駒購入補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、山鹿市補助金等交付規則（平成17年山鹿市規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする

第2 定義

この要領において「椎茸種駒」とは、木片に椎茸菌を繁殖させたもので、原木栽培に接種して使用するものをいう。

第3 補助対象者

この要領による補助金の交付の対象とする者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市内に住所を有する者
- (2) 椎茸生産のために一の年において1万個を超える椎茸種駒を購入する者
- (3) 市税等に未納がない者

第4 補助金の額

補助金の額は、購入した椎茸種駒数に1円を乗じて得た額とする。

第5 事前承認等

補助金の交付を受けようとする者は、椎茸種駒を購入する前に山鹿市椎茸種駒購入補助金交付承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 椎茸種駒の購入に係る見積書の写し
- (2) 事業収支予算書
- (3) 市税等の納付状況確認同意書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、第5の1の規定による承認の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等を行い、補助金の交付の要件に適合するかどうか等を確認し、その結果を当該申請

をした者に通知する。

第6 交付申請等

第5の2の規定による承認を受けた者であって、補助金の交付の申請をしようとするものは、椎茸種駒の購入費を支払った日から30日を経過する前に山鹿市椎茸種駒購入補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 椎茸種駒の個数及び購入先を証明することができる書類
- (2) 領収書の写し
- (3) 事業収支精算書
- (4) 納品写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、第6の1の規定による補助金の交付の申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査等を行い、補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定をし、その旨を当該申請をした者に通知する。

第7 交付の取消し等

市長は、第6の2の規定による交付の決定を受けた者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。